



おしえて!

# 子ども・子育て支援

## 「ご存じですか」 子ども・子育て関連3法

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律を指しています。

この関連3法は、全ての子ども・子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。その上で、例えば幼稚園は文部科学省管轄の教育施設、保育所は厚生労働省管轄の児童福祉施設といったように、これまで分散していた制度や仕組み、財政支援を一つにまとめる新しい仕組み（以下、「新制度」）が定められています。

なお、新制度を実施するための費用は、消費税の増税分が充てられる予定になっています。そのため、新制度の本格実施は最短期でも平成27年度からとなっており、現在、国や県・市町村で準備を進めています。今回は、

この新制度の概要と共に、行田市での新制度実施の進め方についてお知らせします。

## どうして新制度が必要なの

少子高齢化で子どもの数が減少している一方で、子どもとその保護者で構成される核家族が増え、以前と比べて子育てを取り巻く環境は変わってきました。こうした状況の中、新制度は次のような子ども・子育てをめぐる課題の解決を目指しています。

・保護者の働く状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供が求められている。

・少子化や核家族化、地域コミュニティでの人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育てが孤立しがちで子育てに関する負担感が増している。

・保育所に入れない待機児童がいる。

## 課題解決のために新制度が 目指しているもの

新制度では、こうした課題解決のために、大きく分けて次の3つの取り組みを進めようとして

ています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供

質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所、両方の機能を持つ「認定こども園」の普及を進めます。

地域に応じた子ども・子育て支援  
親子の交流の場や保護者の子育てに関する悩みを相談できる拠点施設や一時預かりの充実など、全ての家庭を対象として、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を提供します。

待機児童の解消と地域の保育支援  
待機児童を解消するために認定こども園や保育所の整備を行うだけでなく、保育ママ（家庭保育室）や小規模保育のような少人数保育へも支援を行い、子育てや保育を支援していきます。

新制度を実施するための経費は、消費税の増税分の一部を充てるため、新制度の本格実施は、最短期で平成27年度から予定されていますが、消費税の増税時期により、スタートが遅くなる可能性もあります。





## 行田市子ども・子育て会議の委員を募集します

行田市子ども・子育て会議は、市の子ども・子育て支援に関する事業計画の策定や、子ども・子育て支援の推進などに市民の皆さんの意見を取り入れるために開催するものです。

### ▶応募資格 次の全てに該当する方

- ・市内在住の満20歳以上の方で、平日の日中に開催する会議(年3～4回程度)に出席できる方
- ・子ども・子育て支援に関心を持っている方

なお、次に該当する方は応募できません。

- (1)応募日現在、本市の他の審議会などの委員となっている方
- (2)市職員および市議会議員の方

### ▶募集人数 2人

### ▶任期 委嘱の日から2年間

▶応募方法 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先(または学校名)、行田市の子ども・子育て支援についての考え(800字程度)を記入した書類(様式自由)を、10月31日(木)(必着)までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子育て支援課

▶選考方法 書類選考の上、結果は応募者全員に通知します。

▶問い合わせ 子育て支援課保育担当(内線263)



## 行田市での今後の進め方

関連3法とそれに基づく国の方針を踏まえ、市では新制度の本格実施に向けて、次のことを行っていきます。

### アンケート調査の実施

市内の子育て中の方々が子ども・子育てに関してどのような希望や要望を持っているのかを把握するためのアンケート調査を実施します。

調査は、就学前のお子さんを持つ世帯と学童保育室に通っているお子さんを持つ世帯の中から無作為に抽出し、11月中に実施します。アンケート結果は、平成26年度に策定する予定の市の子ども・子育て支援事業計画の基礎資料になります。調査票が届きましたら、ご協力をお願いします。

### 子ども・子育て会議の開催

市では、平成26年度に策定予定の子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援事業などについて意見をいただく「行田市子ども・子育て会議」を今年度から開催します。

この会議では、子育て中の保護者や、子ども・子育て支援に関わっている方、労働者や事業主の代表の方、市民の方などに

委員になっていただき、意見を本市の子ども・子育て支援に反映させていきます。

### 子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度では、市は子ども・子育て支援市町村事業計画の策定が義務付けられています。事業計画には、アンケート調査の結果を踏まえて保育や地域の子ども・子育て支援事業をどれくらいの人が必要としているかの見込み量や、それを実現させるための対策などが盛り込まれます。

この事業計画は、平成26年度中に策定する予定です。

### 平成27年度から幼稚園・保育所の入園・入所申し込み方法が変わります

新制度では、幼児教育や保育のサービスを受けるためには、必要とするサービスについて認定を受ける必要があります。そのため、平成27年春からの幼稚園や保育所への入園・入所申し込みの際には、認定申請も行う必要がありますので、ご注意ください(平成26年春からの入所・入園は、これまで通りの手続きです)。

なお、新制度での認定申請な

どについては、平成26年9月ごろに改めてお知らせします。

### 新しい制度の実現に向けて

現在、国の子ども・子育て会議では、新制度の実施に向けて詳しい内容を検討中です。新制度の詳しい検討状況などは、内閣府のホームページ(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>)をご覧ください。

子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会的あらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」としています。

子どもは、夫婦や家族の宝から、今では社会全体の宝という存在になっています。新制度の円滑なスタートに向けて市民の皆さんのご協力をお願いいたします。



▼問い合わせ 子育て支援課保育担当(内線263)